

業務仕様書

1 業務名

札幌市海外展開支援拠点設置運營業務

2 目的

札幌市内企業の海外展開を支援するため、現地に活動拠点を有する海外のビジネス事情に精通した企業等により、市内企業の販路拡大、海外展開等を支援する。

3 業務履行期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

4 業務内容

受託者は、上記2の目的を達成するため、委託者（札幌市）と連携し、下記に定める業務を行う。実施内容の詳細については、企画提案の内容を基に、委託者と受託者で協議し、調整する。

(1) 支援対象国・地域

支援対象国・地域は中国（香港を含む）、台湾、ASEAN 地域、北米、欧州とする。これらの国・地域に既に事業所を有する海外展開支援企業等と連携し、市内企業の販路拡大や海外展開等に対する支援を実施すること。

(2) 支援対象者

北海道内に本社・本店を有し、かつ札幌市内に営業所等の拠点を有する企業（業種・分野を問わない）

(3) 業務の内容

ア 申込企業からのヒアリング

受託者は、企業からの支援申し込み後、ヒアリングを通じて企業の海外ビジネスに関するニーズや課題等を把握し、(1)の国・地域において、イからエの支援につなげる。

イ 現地の取引先・パートナー候補企業のリストアップ

申込企業のニーズに応じて商談候補となる現地企業のリストを作成する（上限を10社とする）。

ウ 現地企業との商談セッティング

現地企業との個別商談のアポイントを取得し、商談をセッティングする（上限を5社とする）。

エ 商談準備及び同行

ウでセッティングした商談に臨むにあたり、必要となる「資料の翻訳」や、商談時の「通訳の手配」を行うとともに、商談に必要な同行支援を行う。なお新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、商談は必ずしも対面商談に限らず、オンライン商談も含めるものとする。

オ 広報媒体の作成

ア～エの業務内容を市内企業に対して周知する広報媒体（チラシ・ポスター等）のデータを作成すること。

カ 月次状況報告

受託者は、毎月 10 日を目途に、前月における申込企業とのやり取りや支援状況をまとめ、委託者に報告すること。また、これに限らず、委託者による随時の報告依頼にも可能な限り応じること。

キ 実績報告書

令和 5 年 3 月 24 日（金）までに、年度内の支援実績を総括した報告を行うこと。また、年度内に支援した申込企業への支援成果（成約有無・成約売上額等）を確認し、報告に含めること。

なお、実績報告書については、完了届とともに提出することとし、印刷物及びデータで提出する。印刷物は A 4 版とし、データファイルは PDF 形式のものと、加工可能な元データ（Word、Excel、PowerPoint ならば形式は問わない）をそれぞれ一式提出すること。

5 申込企業の費用負担

原則として、申込企業は本業務による支援を無料で受けることができる。

ただし、以下に挙げる費用については、全額申込企業の負担とする。疑義が生じた場合は、受託者は速やかに委託者へ報告し、対応を協議すること。

- (1) 申込企業の渡航費、交通費及び宿泊費等
- (2) 商談等に掛かる費用（会場費、飲食代等）
- (3) 申込企業側からの通信費（電話、ファックス、オンライン会議に要する費用等）
- (4) 本業務の支援内容の範囲外で、申込企業が受託者と直接契約することにより発生する費用
- (5) その他、本業務委託に含まれないサービスを受ける場合

6 支援申込の事務処理手順について

支援対象者からの支援申込及びコーディネート業務実施、報告までの事務処理手順に

については、契約後委託者と受託者が協議して決定する。

7 委託料の支払いについて

「4 業務内容」の「(3) 各業務の内容」に挙げる業務内容のうち、ア～エについては単価契約とし、委託者は実績報告書の支援実績数に応じて報酬を支払う。オ～キについては総価契約とし、委託者は実施内容に関わらず契約に基づいた委託料を支払う。

単価契約の各支援内容の想定件数は下記の通りとし、単価及び契約全体の予算については別紙に定めるとおりとする。原則的に、単価契約部分の支援内容については、この予算の範囲内で実施すること。ただし、支援実施件数が想定を超え、単価契約部分の必要経費が契約時に定めた金額を超える場合には、委託者と受託者が協議して対応を決定する。

支援項目	想定件数
申込企業からのヒアリング	年度内 20 件
現地の取引先・パートナー候補企業のリストアップ	年度内 20 件
現地企業との商談セッティング	年度内 20 件
資料の翻訳	年度内 20 件
通訳の手配	年度内 60 件
商談同行	年度内 60 件

8 業務の実施が困難になった場合の取扱い

新型コロナウイルス感染症等への対策などの事情により、業務の実施が困難になった場合は、委託者と受託者が協議の上、業務内容や契約額の変更等を伴う契約改定を行うものとする。

9 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者

へ報告すること。

(2) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(3) 実施報告に係る留意事項

本業務実施報告については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。

また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書に個別の企業情報等を除く修正を加えたものを、ホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて報告書を作成すること。

(4) 著作権等

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したことおよび第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

10 予算上限

26,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※上記金額は、規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

11 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階北側
札幌市経済観光局 国際経済戦略室 経済戦略推進課 佐藤・樋口

電話：011-211-2481 E-mail：global@city.sapporo.jp

【4月1日以降の連絡先】※組織名、電話番号が変更となります。

札幌市経済観光局 経済戦略推進部 産業立地・戦略推進課

TEL：011-211-2362 (※3/28以降、左の番号となります)

札幌市海外展開支援拠点設置運営業務 業務仕様書 別紙

<①単価部分>

	業務項目	想定件数	単価 (税抜き)	想定件数×単価
1	現地の取引先・パートナー候補企業のリストアップ	年度内 20 件	円/件	円
2	現地企業との商談セッティング	年度内 20 件	円/件	円
3	資料の翻訳	年度内 20 件	円/件	円
4	通訳の手配	年度内 60 件	円/件	円
5	商談同行	年度内 60 件	円/件	円
			合計額 (予算)	円

<②総価部分>

	業務項目	金額 (税抜き)
6	広報媒体の作成、月次状況報告及び年度末の実績報告	円

<合計①+②>

合計金額 (税抜き)
円